

千葉市告示第668号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第50条の2及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項の規定により、次の指定施術者から変更の届出があったので、生活保護法第55条の3の規定により告示します。

令和2年8月18日

千葉市長 熊谷俊人

	施 術 者		施 術 所		変更年月日
	氏 名	住 所	名 称	所 在 地	
	平地 太啓志	(省略)	和光接骨院	千葉市若葉区小倉台 2-1026-9	令和2年7月21日
変 更 後		(省略)			